

資 料 編

1 環境基準

- (1) 大気汚染に係る環境基準（昭和48年5月告示、ただし二酸化窒素については、昭和53年7月改正、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについては、平成9年2月告示）

環境基本法第16条による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という）及びその達成期間は、次のとおりとする。

① 環境基準

ア 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。

イ アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

ウ アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

② 達成期間

ア 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする。

イ 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。

ウ 二酸化窒素に係る環境基準は

(ア) 1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとして、その達成期間は原則として7年以内とする。

(イ) 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

エ ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気
汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうお
それがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健
康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又
は早期達成に努めるものとする。

別 表

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppmであること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1年平均値が0.003mg/m以下であること。	1年平均値が0.2mg/m以下であること。	1年平均値が0.2mg/m以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外線分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法		

- 〔備考〕 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。
2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。

(2) 水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月環境庁告示第59号）

① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0102（以下この表、別表2、付表2、付表1から付表3まで、付表6、付表7及び付表9において「規格」という。）55.2、55.3若しくは55.4に定める方法又は付表1に掲げる方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格54.2、54.3に定める方法又は付表1に掲げる方法
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	規格65.2に定める方法又は付表1に掲げる方法
砒素	0.01mg/ℓ以下	規格61.2に定める方法又は付表2に掲げる方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	付表3に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表5に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ以下	付表6に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ以下	付表7の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	付表7の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ以下	規格67.2に定める方法又は付表2に掲げる方法
備考	<p>1 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</p> <p>3 1,1,2-トリクロロエタンの測定方法で日本工業規格K0125の5に準ずる方法を用いる場合は、1,1,1-トリクロロエタンの測定方法のうち日本工業規格K0125の5に定める方法を準用することとする。この場合、「塩素化炭化水素類混合標準液」の1,1,2-トリクロロエタンの濃度は、溶媒抽出・ガスクロマトグラフ方法にあっては2μg/ml、ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ方法にあっては2ng/mlとする。</p>	

② 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

a 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				大腸菌群数	該 当 水 域
		水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物 質量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)		
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN / 100ml 以下	1. 千種川（千種町室橋から上流） 2. 岸田川上流（岸田川発電所放流水合流点から上流） 3. 矢田川上流（秋岡橋から上流）
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN / 100ml 以下	1. 武蔵川上流（三田市大橋から上流） 2. 加古川上流（藤山川合流点から上流） 3. 市川上流（仁豊野橋から上流） 4. 夢前川上流（藤田橋から上流） 5. 榎保川上流（林田川合流点から上流） 6. 千種川下流（千種町室橋から下流） 7. 円山川上流（出石川合流点から上流） 8. 岸田川下流（岸田川発電所放流水合流点から下流） 9. 矢田川下流（秋岡橋から下流） 10. 竹野川（全域） 11. 佐津川（全域）
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN / 100ml 以下	1. 猪名川上流（箕面川合流点から上流） 2. 武蔵川中流（三田市大橋から仁川合流点まで） 3. 明石川上流（伊川合流点から上流） 4. 加古川下流（藤山川合流点から下流） 5. 市川下流（仁豊野橋から瀬止えん堤まで） 6. 夢前川下流（藤田橋から瀬止えん堤まで） 7. 榎保川下流（林田川合流点から下流） 8. 円山川下流（出石川合流点から港大橋まで） 9. 志染川（呑吐ダム上流端から上流） 10. 船場川上流（保城橋から上流）
C	水道3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	-	1. 武蔵川下流（仁川合流点から下流） 2. 明石川下流（伊川合流点から下流） 3. 伊川（全域） 4. 庄下川（全域）〔暫定目標D〕 5. 尾崎川（全域）〔暫定目標D〕 6. 夙川（全域）〔暫定目標BOD12mg/ℓ以下〕 7. 船場川下流（保城橋から下流） 8. 羽野川（全域）〔暫定目標BOD15mg/ℓ以下〕
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	-	1. 喜瀬川（全域）
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊物が認められないこと。	2mg/ℓ以上	-	1. 猪名川下流（箕面川合流点から下流（藤川を含む）） 2. 神崎川（安成川、猪名川を除く神崎川） 3. 福田川（全域） 4. 谷八木川（全域）
測定方法		規格12.1に定める方法	規格21に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法	最確数による定量法	-

〔備考〕 1 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる）

2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。（湖沼もこれに準ずる）

（注）

1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1級：ヤマメ・イワナ等貧酸素水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

2級：サケ科魚類及びアユ等貧酸素水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

3級：コイ、フナ等、β-中貧酸素水域の水産生物用

4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の散歩等を含む）において不快感を生じない程度

b 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖）

(a) 一般項目

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (PH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物 質 (SS)	溶 酸 素 存 量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN / 100mf 以下	—
A	水道2、3級 水産2級 水産3級 浴槽 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN / 100mf 以下	千苜水源池 (千苜ダムのえん堤及びこれに 接続する砂岸に囲まれた水域)
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	15mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ以上	—	—
測定方法		規格12.1に 定める方法	規格17に定 める方法	付表8に掲 げる方法	規格32に定 める方法	最確数による 定量法	—

(備考) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間浮遊物質の項目の基準値は適用しない。

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産水産生物並びに水産2級及び水産3級の水産生物
2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産水産生物並びに水産3級の水産生物
3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物
 - 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

(b) 栄養塩類

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1.0mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	
測定方法		規格45.2、45.3又は 45.4に定める方法	規格46.3に定める 方法	

(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 - 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物並びに水産2種及び水産3種の水産生物
水産 2種：ワカサギ等の水産生物及び水産3種の水産生物
水産 3種：コイ、フナ等の水産生物
 - 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ 海 域

(a) 一般項目

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				該当水域	
		水素イオン 濃度 (PH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大腸菌群数		
A	水産1級・水浴・ 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN /100ml 以下	検出されな いこと。	大 阪 湾 (3)~(5) 播磨海域 (3) 播磨灘北西部海域 淡路島西部・南部海域 山陰海岸地先海域
B	水産2級工業用 水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出されな いこと。	大 阪 湾 (2) 洲 本 港 (2) 播磨海域 (1), (2) 津居山港海域
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—	大 阪 湾 (1) 洲 本 港 (1) 志 筑 港 兵庫運河 播磨海域 (1)~(10)
測定方法		規格12.1に 定める方法	規格17に定 める方法	規格32に定 める方法	最確数によ る定量法	付表9に掲 げる方法	

(備考) 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
“ 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b) 栄養塩類

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02/ℓ以下	—
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及 び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	大阪湾 (イ) 暫定値 全窒素 0.42mg/ℓ 全磷 0.034mg/ℓ 播磨海域 (ロ) 播磨灘北西部 淡路島西部・南部海域
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を 除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	大阪湾 (ロ) 播磨海域 (イ)(ロ) 暫定値 全窒素 0.68mg/ℓ
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1.0mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	大阪湾 (イ) 暫定値 全窒素 1.2mg/ℓ
測定方法		規格45.4に定める 方法	規格46.3に定める 方法	

(備考) 1 基準値は、年平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度。
4 大阪湾の類型指定年月日は、H17.2.28
5 播磨海域及び淡路島西部・南部海域の類型指定年月日は、H8.6.4
6 播磨灘北西部の類型指定年月日は、H9.4.28

(3) 地下水質調査の環境基準及び定量下限値

環境基準健康項目	環 境 基 準	定量下限値 mg/ℓ
カ ド ミ ウ ム	0.01 mg/ℓ 以下	0.001
全 シ ア ン	検出されないこと	0.01
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	0.002
六 価 ク ロ ム	0.05 mg/ℓ 以下	0.01
砒 素	0.01 mg/ℓ 以下	0.001
総 水 銀	0.0005 mg/ℓ 以下	0.0005
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	0.0005
P C B	検出されないこと	0.0005
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/ℓ 以下	0.002
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/ℓ 以下	0.0002
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004 mg/ℓ 以下	0.0004
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.02 mg/ℓ 以下	0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下	0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下	0.0006
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下	0.002
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下	0.0005
1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ベ ン	0.002 mg/ℓ 以下	0.0002
チ ウ ラ ム	0.006 mg/ℓ 以下	0.0006
シ マ ジ ン	0.003 mg/ℓ 以下	0.0003
チ オ ベ ン カ ル プ	0.02 mg/ℓ 以下	0.002
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/ℓ 以下	0.001
セ レ ン	0.01 mg/ℓ 以下	0.001

(4) 騒音に係る環境基準（昭和46年5月閣議決定）

地域の 類型	時 間 の 区 分			該 当 地 域
	昼 間	朝・夕	夜 間	
AA	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	35ホン(A)以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（46年政令第159号）第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	

注) 1 AAをあてはめる地域は療養施設が集合して設置される地域などくに静穏を要する地域とすること。

2 Aをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。

3 Bをあてはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

ただし、次表に掲げる地域（以下「道路に面する地域」という）については、その環境基準は上表によらず次表の基準の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝・夕	夜 間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

〔備考〕車線とは1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(5) 航空機騒音に係る環境基準（昭和48年12月告示）

環境基準

地 域 の 類 型		基 準 値 (単位WECPNL)
I	専ら住居の用に供される地域	70 以下
II	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75 以下

(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月告示）

地域類型をあてはめる地域

新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300m以内の地域とする。ただし、トンネルの部分、河川敷及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により工業専用地域に指定された地域を除き、トンネルの出入口及び橋りょうに係る部分については、別途図面に表示する区域とする。

環境基準

地 域 の 類 型		基 準 値
I	主として住居の用に供される地域	70デシベル以下
II	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75デシベル以下

(7) 土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日告示 最終改正平成10年4月）

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

第2 環境基準の達成期間等

環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあっては、土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

別 表

項 目	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
カドミウム	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 1 mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有 機 燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六 価 ク ロ ム	検液 1 ℓにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒 素	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総 水 銀	検液 1 ℓにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 ℓにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	検液 1 ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 ℓにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法

1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法
<p>備考</p> <p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg及び0.01mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg及び0.03mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>		